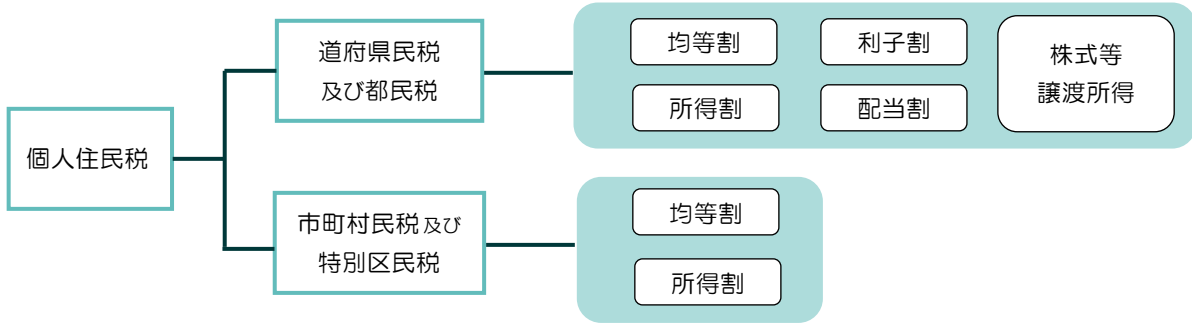


2014年12月 税務ニュース

個人住民税の課税の仕組み

年末調整の準備や、確定申告が気になる季節となりました。個人の住民税の計算方法は所得税とよく似ていますが、均等割や所得控除など異なる点もあります。今回は住民税の仕組みについてご説明します。

1. 住民税の構造



2. 均等割

均等割は非課税とされる人を除き、すべての住民が等しく負担します。東日本大震災からの復興を図ることを目的として、以下のとおり平成26年度から35年度までの間は臨時的措置が講じられています。

均等割の区分	均等割額	
	右期間以外	平成26年度から35年度まで
道府県民税及び都民税	1,000円	1,500円
市町村民税及び特別区民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

3. 所得割

所得割は、退職所得を除き、前年の所得を基礎（課税標準）として課税されます。計算の過程は所得税とよく似ており、以下のとおりとなります。



4. 所得控除

個人住民税の所得控除の額は、社会保険料控除など一部を除き、所得税より低いものとなっています。

所得控除の区分	個人住民税	所得税
基礎控除・配偶者控除・扶養控除	それぞれ33万円	それぞれ38万円
障害者控除（同居特別障害者の場合）	26万円（53万円）	27万円（75万円）
生命保険料控除	最大7万円	最大12万円
地震保険料控除	最大2.5万円	最大5万円
医療費控除・社会保険料控除・小規模共済掛金控除・雑損控除	原則として同額	
寄付金控除	なし	あり

5. 非課税

所得の低い人など一定の条件にあてはまる人に対しては、非課税の規定が設けられています。